

安全・便利で快適な道づくり

狭あい道路等の 寄附手続のあらまし

= 助 成 制 度 =



豊 中 市

はじめに

豊中市では私有道路敷の寄附による公道化を促進し、道路機能を確保するなど、安全・便利で快適な道づくりを進めています。

このため、市民のみなさまが私道の寄附をしていただくのに必要となる道路整備等の費用の一部を助成する支援制度を設けています。

このパンフレットでは、寄附手続や助成制度の概要について紹介します。

私有道路敷の寄付について

■ 寄附の対象となる道路

市に寄附していただける私有道路は、一般通行の用に供されているもので、次の道路や敷地等の要件を満たし、受理することが適当と認められるものです...

道路の要件 (いずれかに該当)

- 狭あい道路で拡幅整備されたもの
【狭あい道路】
 - ・ 建築基準法第42条第2項に規定する道路または道路幅員が4メートル未満の道路をいいます。
- 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受け、位置指定図どおり整備された道路
- 公道間を連絡し、幅員が4メートル以上の道路
- 道路の一端が公道に接続し、一般通行の用に供され幅員が4メートル以上の道路

敷地等の要件

- ① 寄附敷地の区域が明確であること。
※新たに官民境界となる箇所が境界標又は構造と一致するなど境界が明確なこと。
- ② 寄附敷地には、所有権以外の権利が設定されていないこと。
- ③ 寄附敷地に道路法又は豊中市法定外公共物管理条例に適合しない工作物又は施設等が占用されていないこと。(※隣接地との塀等)
- ④ そのほか、市道の管理に支障となる特別の事由が存在しないこと。

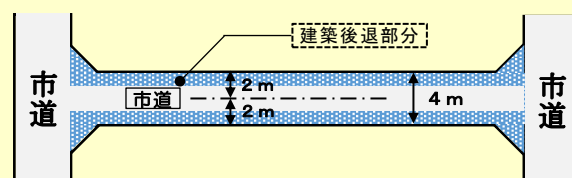
寄附の対象となる道路(例)

● 狭あい道路で拡幅整備されたもの

【建築基準法第42条第2項道路】

- ・ 建築基準法が適用されたときに、建物が建ち並んでいた幅員4m未満の一般に通行されていた道で、道路として指定されたもの

《路線単位》



■：寄附対象

助成制度について

市民のみなさまが私有道路敷地の寄附に伴い道路整備等が必要となる場合、その費用の一部を助成します。

助成の対象・内容

助成の対象となる道路整備等は、次のものです。

- 舗装工事費
アスファルト舗装
- 側溝工事費（※側溝後退分まで寄付していただける場合）
現場打ち側溝
- 分筆測量費（※宅地と道路敷との分筆のみ）
分筆登記に伴う測量・道路境界標設置・分筆登記等申請業務

助成額

- ・実際に要した道路整備等に対し、市が定める基準により算定した額を助成します。

※ 詳細は基盤管理課管理係までお問い合わせください。

助成の適用除外

次のいずれかに該当するものについては、この制度の適用除外で、助成を受けることはできません。

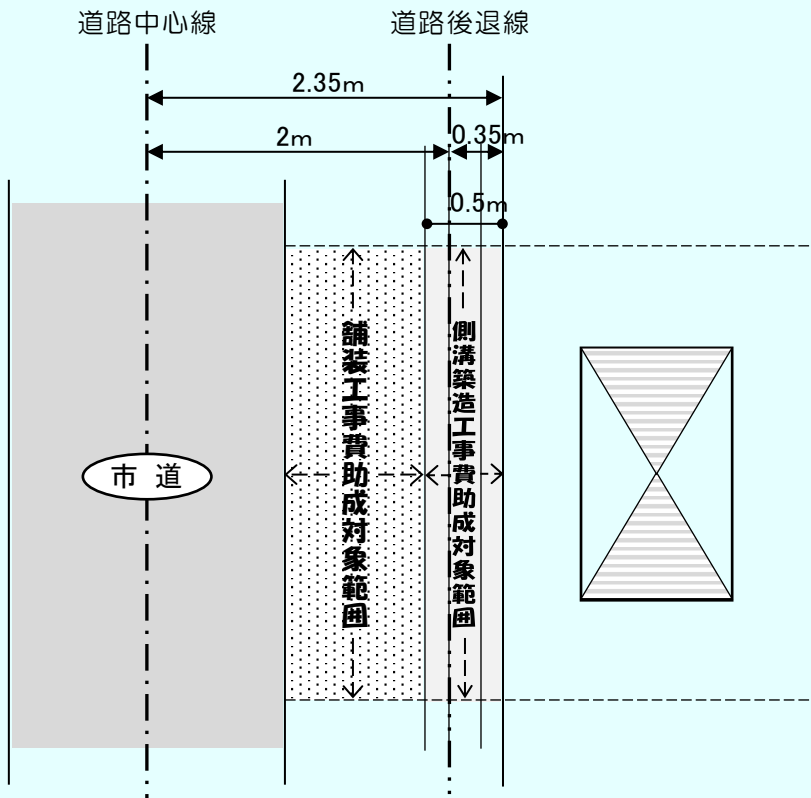
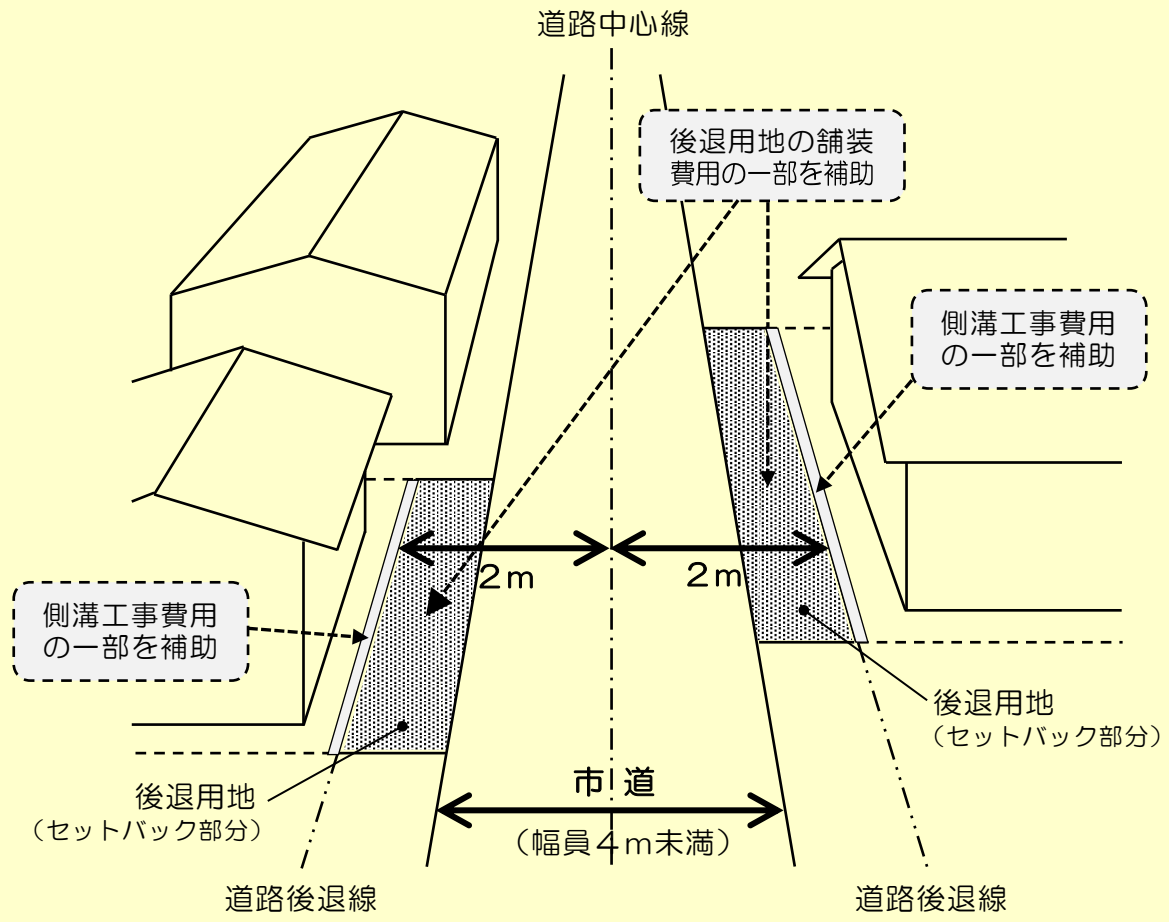
- 営利を目的とする不動産の分譲や賃貸の事業に伴うもの
- 豊中市土地利用の調整に関する条例第2条第1項第5号アからエに掲げるもの又はこれと関連するもの。
- このほか、助成等を行うことが適当でないと市長が判断するもの。

※ この助成金と他の事業による道路整備に関する助成金とを二重に受け取ることはできません。

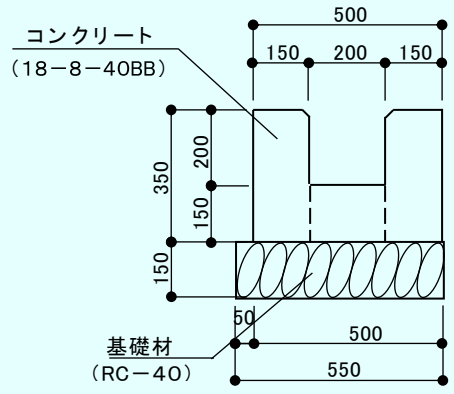
※ 部分的な寄付や整備等に対しては、助成することはできません。

※ 本市では事前協議制を採用していますので、すでに後退用地等の道路整備等を行った事後の申込は受け付けておりませんのでご注意ください。

寄附に伴う道路整備及び助成のイメージ図

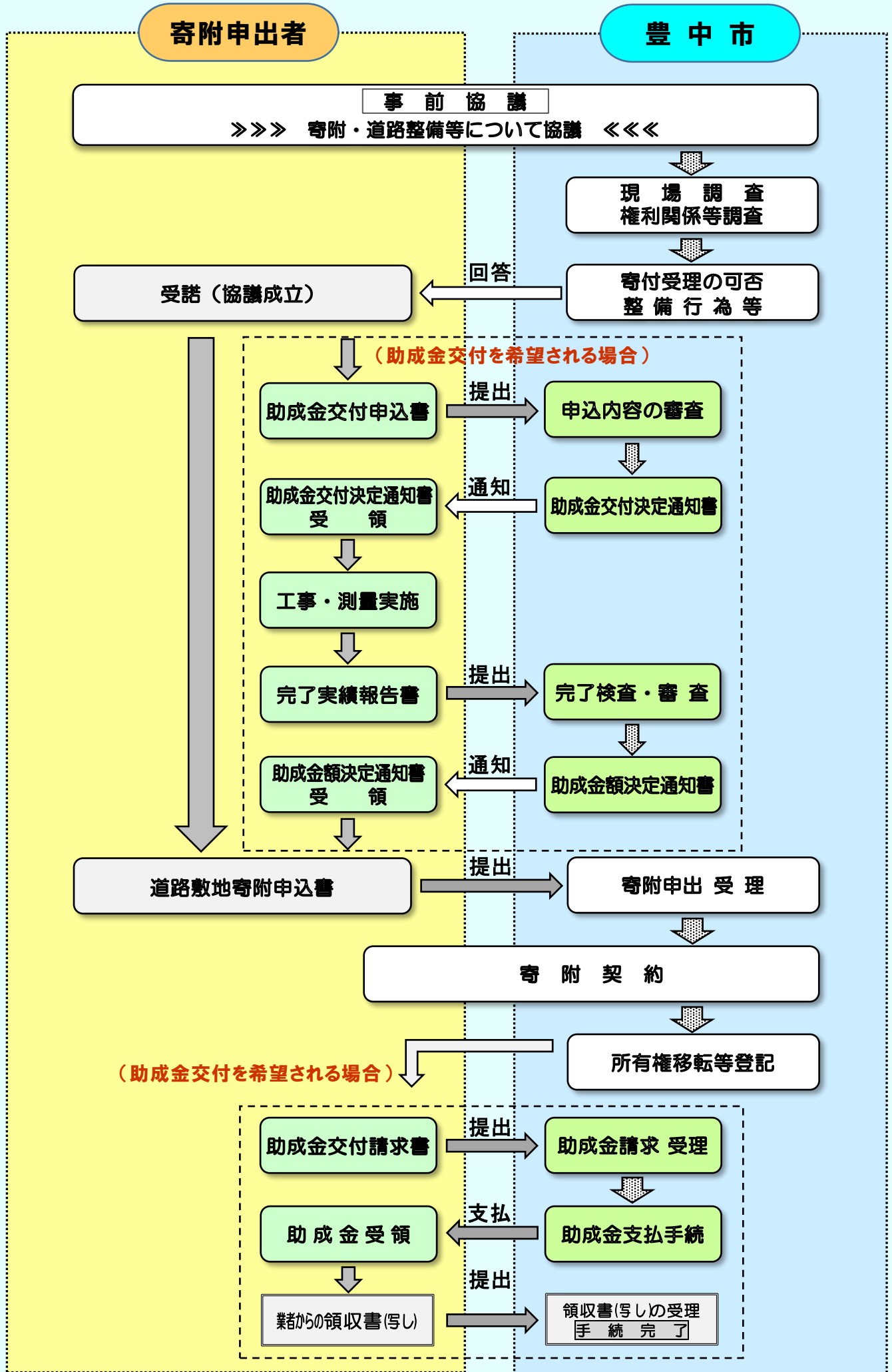


助成対象の範囲



側溝 構造図

◆ 手続きの流れ >>>>



寄附・助成手続について

事前協議

寄附申出者は、事前に寄附及び道路整備等について市と協議していただきます。

※この協議は、寄附申出者から相談を受けた段階で、現地調査、寄付受理の可否、道路整備等の予備審査の実施によって、寄附・助成手続の行き違いなどがないよう円滑に進めるものです。

助成金交付申込

助成金を受けようとする寄附申出者は、「助成金交付申込書」に次の書類を添付し、市に提出していただきます。

- (1) 位置図
- (2) 整備計画を示す図書
- (3) 工事等見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

助成金交付決定

所定の助成金交付申込をされまると、市は申込内容について審査を行い、適合していると認めるときは、申込者に対して道路整備助成金交付決定通知書により通知します。

※申込者は助成金交付決定後において、やむを得ない事情等により決定事項を変更する場合、道路整備助成金交付決定事項変更届を提出し、承認を受けなければなりませんのでご注意ください。

工事・測量実施 / 完了実績の報告

- 私有道路敷等の寄附に伴う道路整備等については、助成申込者において行っていただきます。
- 助成申込者は、道路整備等を完了したときは、速やかに整備行為等に要した費用を証する書面として「完了実績報告書」を市に提出していただきます。

(参考) [添付書類] 位置図 / 工事出来高図面 / 工事写真 / 測量成果 / その他

※「完了実績報告書」は、道路整備助成金交付決定通知を受けた日から、1年以内に市に提出しなければなりませんのでご注意ください。

完了検査 / 助成金額決定

- 市は所定の完了実績報告書を受理したときは、速やかに検査を行います。
※この検査の結果、補修等の必要があると判断したときは、申込者にて速やかに補修等を行っていただきます。
- 検査結果が適正と認めるときは、助成金額を確定し、道路整備助成金額決定通知書により市から通知します。
なお、実際の施工内容により、助成金が減額となる場合があります。

寄付の申出

寄付受理が可である旨を受けた申込者は、寄付申出書等必要な書類を、市に提出してください。

【寄附の申出書類】 「道路敷地寄付申込書」に次の書類を添付してください。

- (1) 寄附契約書 (2通)
- (2) 登記原因証明情報兼承諾書 (1通)
- (3) 印鑑証明書 (登記名義に共有者がいる場合は所有者毎に各1通)
- (4) 代表者の資格証明書 (登記名義が法人の場合のみ1通)
- (5) その他市長が必要と認める書類

寄附契約 / 所有権移転登記等

寄附手続に必要な所定の書類が提出されたときは、市は寄附契約を締結し所有権移転登記を行います。

助成金の請求及び支払

助成金の請求にあたっては、所有権移転登記完了後に助成申込者は市に道路整備助成金交付請求書を提出してください。助成申込者に対し助成金をお支払いします。

※助成金は助成申込者本人の口座への振込となります。

※助成申込者は、業者への代金支払い後、当該業者からの領収書の写しを提出してください。

お問い合わせ

豊中市 都市基盤部 基盤管理課 管理係



〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市役所第二庁舎4階

TEL : 06-6858-2369

FAX : 06-6854-0492

平成31年(2019年)4月